

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様へ

雇用保険関係手続(電子申請を含む)の迅速な処理のため、全国のハローワークで、以下の見直しを実施しております。ご理解・ご協力をお願いします。

➤ ハローワークでは、『**離職票**』の発行手続を**最優先**として行います。

そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

資格取得届は、可能な限り^(※1)

**最繁忙期の4月上旬～中旬を避けて
くださいますようお願いいたします。**

(例:4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降)

(※1)雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

➤ 以下の場合、特に時間を要しますのでご理解をお願いします。

□ 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合(※2)などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。

(※2)前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を基準に処理をすすめてさせていただきます。

(これは雇用保険手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼすものではありません)

□ 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

政府では電子申請



による届出を推進しています！

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

電子申請には次のようなメリットがあります！

▶**時間の有効活用！**

- ▶24時間、365日申請が可能
- ▶移動時間、待ち時間の節約

▶**個人情報の保護！**

- ▶社外への持出に伴う個人情報紛失のリスク軽減

▶**コストの削減！**

- ▶移動に伴う交通費、郵送費の削減



電子申請の困りごとは… 雇用保険電子申請アドバイザーに

お任せください!!

申 込

電話相談
出張相談
無料!!

ハローワーク大垣 適用課 宛

FAX 0584-73-8639

TEL 0584-73-9298

雇用保険電子申請
アドバイザー相談希望票

適用事業所番号	2102-
事業所名	
ご担当者	(部署名) ふりがな (氏名)
連絡先電話番号	- -
その他(相談内容など)	

◆後日、雇用保険電子申請アドバイザーより
ご連絡させていただきます。

安定所処理欄

